

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学謝金支給規程

平成16年4月1日

規程第 70 号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の依頼に応じて業務を行う本学の役員又は職員以外の者（以下「受託者」という。）に対し支給する謝金について必要な事項を定め、適切な処理を図ることを目的とする。

2 受託者に対し支給する謝金については、本学の規程等に特別の定めがある場合を除き、この規程の定めるところによるものとする。

(謝金の支給)

第2条 次の各号に定める業務の受託者に対し、当該各号に掲げる謝金を支給する。

- (1) 本学の委員会等会議の委員の業務 委員会等出席謝金
- (2) 役員若しくは職員又は学生に対する学術講演業務 講演謝金
- (3) 学生に対する講義業務 講義謝金
- (4) 学生及び体験入学プログラム等の参加者に対するチュータ業務 チュータ謝金
- (5) 外国人留学生に対する課外補講業務 課外補講謝金
- (6) 次に掲げる業務 アルバイト謝金
 - イ 研究補助
 - ロ 本学が開催又は参加する行事の補助
- (7) 本学の運営に係る指導・助言業務 指導・助言謝金
- (8) 原稿の校閲・校正業務 原稿校閲・校正謝金
- (9) 文書の翻訳業務 翻訳謝金
- (10) その他高度な専門知識・技能を要する業務 一般謝金

2 前項に規定する業務について、受託者と業務委託契約等を締結しその対価を支払う場合については、謝金は支給しないものとする。

(業務の実施)

第3条 前条に規定する業務は、学長又はその委任を受けた者が依頼するものとする。

2 前条に規定する業務を委託する必要がある役員又は職員は、学長又はその委任を受けた者に事前に実施伺により申請しなければならない。

3 実施伺の記載事項又は記録事項及び様式その他の必要な事項は、別に定める。

(業務の確認)

第4条 前条第2項に規定する役員又は職員は、その業務の実施について確認を行い、所定の期間内に実施報告書を経理責任者に提出しなければならない。

2 経理責任者は、前項に規定する報告に基づき、受託者に謝金を支給するものとする。

3 実施報告書の記載事項又は記録事項及び様式その他の必要な事項については、別に定める。

第2章 謝金の計算

(謝金の計算)

第5条 第2条に規定する謝金は、次の各号に定める金額により支給する。

(1) 委員会等出席謝金 1時間の出席業務につき7,000円

(2) 講演謝金 1回の講演業務につき30,000円 (ただし、受託者が外国の大学の教授の職務にある場合又は特に顕著な研究業績等を有する場
合については、1回の講演業務につき50,000円)

(3) 講義謝金 1時間の講義につき8,000円

(4) チュータ謝金 1時間のチュータ業務につき1,000円

(5) 課外補講謝金 1時間の課外補講業務につき5,460円

(6) アルバイト謝金 1時間のアルバイト業務につき1,000円

(7) 指導・助言謝金 1時間の指導・助言業務につき4,700円

(8) 原稿校閲・校正謝金 原稿1枚(A4サイズ)の校閲・校正業務につき3,000円

(9) 翻訳謝金 次に定める金額

イ 日本語から外国語への翻訳の場合 翻訳後の文書(A4サイズ)1枚につき6,000円

ロ 外国語から日本語への翻訳の場合 翻訳後の文書(400字詰)1枚につき3,000円

ハ 外国語から外国語への翻訳の場合 翻訳後の文書(A4サイズ)1枚につき7,000円

(10) 一般謝金 学長が別に定める金額

2 前項第1号から第9号までの定めにかかわらず、学長が特に必要と認める場合には、学長が別に定める金額により支給することができる。

(端数の計算)

第6条 謝金の金額を計算するにあたり、業務の実施量に端数がある場合は、次の各号の規定により計算するものとする。

(1) 謝金を業務の実施時間数で計算する場合 1時間未満の端数を時間数に換算

(2) 謝金を原稿又は翻訳文書の数量で計算する場合 1枚未満の端数を1枚に切上げ

第3章 雑則

(旅費の支給)

第7条 受託者に必要な旅行に対する旅費については、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学旅費支給規程（平成16年規程第68号）の規定によるものとする。

(謝金の調整)

第8条 学長は、業務の性質上この規程による謝金を支給する必要がない場合には、その必要としない金額については、支給しないことができる。

(実施規定)

第9条 この規程の実施のための手続その他その執行について必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月28日から施行し、平成18年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月12日から施行する。